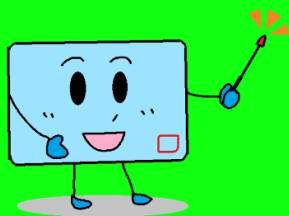


〈職場内での回覧をお願いします〉

## 新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金について

～ 加入者および事業主の皆様はご確認をお願いします ～

### 傷病手当金の 支給対象と なりうる場合



1

新型コロナウイルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することができない場合。

2

発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため労務に服することができない場合。

3

自覚症状はないものの、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合。

### 傷病手当金の支給対象とならない場合

#### 〈事業主判断で休業となった場合〉

事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない場合。

家族が感染し濃厚接触者となった等の理由で、事業主より休業を命ぜられた場合。

その他ご不明な点などございましたら、協会けんぽホームページをご参照  
いただくか、業務グループ（055-220-7752）までお問い合わせください。

新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減する観点から、任意継続・限度額適用認定証・傷病手当金等の各種お手続きについて、極力郵送にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。また、各種ご相談につきましても、お電話にてご相談いただきますよう重ねてお願い申し上げます。



# 重要

## 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う「特定保健指導」の実施見合わせについて

協会けんぽでは、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴い、当面の間、対面による特定保健指導の実施を見合わせることであります。再開につきましては改めてホームページ等にてお知らせいたします。加入者・事業主の皆様には多大なるご不便をおかけしておりますが、何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

お問い合わせ先：055-220-7754（保健グループ）

### 皆様の医療を守るために「今」できることがあります

#### 1 夜間や休日の安易な受診は控えましょう

診療時間外の受診は、医療費が「割増料金」となります。また、限られた検査や治療しか受けられず、診療時間内に改めて受診するケースもあります。

#### 2 「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」は、日常的な診療や健康管理等を担ってくれる身近なお医者さんです。重大な病気や特殊な病気が疑われる場合は、専門医や大病院を紹介してくれます。

#### 3 小児救急電話相談を活用しましょう ☎ #8000

夜間や休日の急な子どもの病気（発熱・下痢・ひきつけ等）時に、小児科医や看護師等の専門医へ相談することができます。子どもの症状に応じた適切な対処法や受診する医療機関等について、助言を受けることができます。

皆様一人ひとりの行動や工夫が、日本の医療を守ることに繋がっています！



### ジェネリック通信

≪ 目標達成期限まで残り5ヶ月 ≫

山梨支部のジェネリック医薬品使用割合

**76.3%**（令和元年12月時点）

1人でも多くの皆様にジェネリック医薬品を使用していただくことが、国民皆保険制度の維持につながります。

**国の目標（令和2年9月までに80%）**を目指し、より一層のご協力をお願い申し上げます。

### ジェネリック医薬品を使用するとこんな効果が…

窓口で支払うお薬代が少なくなり、**経済的負担の軽減**につながります。

医療費の上昇を抑える効果があるため、**健康保険料の上昇を抑える**効果が期待できます。

平成30年度の山梨支部ジェネリック医薬品使用割合は71.8%であり、**仮に目標の80%とした場合、年間で約1億9000万円の削減につながった**という試算が出ています。

